広島県告示第八百五号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

令和二年七月九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の第一号の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

一　使用料

センターの区分	種別	単位	金額	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
東部工業技術センター	一　（略）	（略）	（略）	（略）
	二　加工機器			
	1―20　（略）	（略）	（略）	（略）
	21　摩擦かくはん接合装置	〃	六、〇〇〇円	
	三　（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

改正前

一　使用料

センターの区分	種別	単位	金額	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
東部工業技術センター	一　（略）	（略）	（略）	（略）
	二　加工機器			
	1―20　（略）	（略）	（略）	（略）
	三　（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）